

検査Ⅲ 養 護

解答上の注意 解答は、全て解答用紙に記入すること。

1 次の各問いに答えなさい。

- (1)「学校保健安全法」(昭和三十三年法律第五十六号)について、(①)～(⑦)に当てはまる語句を答えなさい。

第二章 学校保健

第一節 学校の管理運営等

(学校環境衛生基準)

- 第六条 文部科学大臣は、学校における(①)、(②)、(③)、(④)、(⑤)保持その他環境衛生に係る事項(学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)第九条第一項(夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律(昭和三十一年法律第百五十七号)第七条及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律(昭和三十二年法律第百十八号)第六条において準用する場合を含む。)に規定する事項を除く。)について、児童生徒等及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準(以下この条において「学校環境衛生基準」という。)を定めるものとする。
- 2 (⑥)は、学校環境衛生基準に照らしてその設置する学校の適切な環境の維持に努めなければならない。
- 3 (⑦)は、学校環境衛生基準に照らし、学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該(⑥)に対し、その旨を申し出るものとする。

- (2)「学校保健安全法施行規則」(昭和三十三年文部省令第十八号)について、(①)～(③)に当てはまる語句を答えなさい。

第一章 環境衛生検査等

(環境衛生検査)

- 第一条 学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号。以下「法」という。)第五条の環境衛生検査は、他の法令に基づくもののほか、(①)に、法第六条に規定する学校環境衛生基準に基づき行わなければならない。
- 2 学校においては、必要があるときは、(②)に、環境衛生検査を行うものとする。
- ((③)における環境衛生)
- 第二条 学校においては、前条の環境衛生検査のほか、(③)的な点検を行い、環境衛生の維持又は改善を図らなければならない。

検査Ⅲ 養 護

2 学校において予防すべき感染症の解説(令和5年度改訂 公益財団法人日本学校保健会)について、次の各問いに答えなさい。

(1) II 学校における感染症への対応 2. 学校における感染症への対応について、(ア) ～ (セ) に当てはまる語句や数字等を答えなさい。

1) 学校において予防すべき感染症の考え方

(第一種の感染症、第二種の感染症、第三種の感染症)

③第三種の感染症

学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性がある感染症を規定している。出席停止期間の基準は、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまでである。

なお、学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合には、その感染拡大を防ぐために、(ア) があるときに限り、(イ) が学校医の意見を聞き、第三種の感染症の「その他の感染症」として緊急的に措置をとることができる。「その他の感染症」として出席停止の指示をするかどうかは、感染症の(ウ)や各(エ)、学校における感染症の発生・流行の態様等を考慮の上で判断する(ア)があり、あらかじめ特定の疾患を定めてあるものではない。

5) 海外への渡航や海外からの児童生徒等の受入れ等

②海外からの児童生徒等の受入れ

結核について、高まん延国で(オ)以上の居住歴のある児童生徒等は、(カ)時または(キ)時の(ク)回、精密検査の対象とする。(ケ)は、結核の専門家等に助言を受ける等、(エ)の実情に応じ、精密検査を受けられる体制を構築しておくことが有効である。また、(キ)受け入れ時に来日後の検診を確認し、未受診の場合は、受診するよう促すことが望ましい。

高まん延国での居住歴がある児童生徒等に対する精密検査にあたって、対象者が(コ)・(サ)の対象になることがないような十分な(シ)と、一般の児童生徒等に対して感染症への(コ)・(サ)を持つことがないように適切な(ス)・(セ)を行うことが重要である。

検査Ⅲ 養 護

(2) 次の表は、Ⅲ感染症各論 2. 第二種の感染症 3) 麻疹について示したものである。

(①) ～ (④) に当てはまる語句を答えなさい。

3) 麻疹 (抜粋)

病 原 体	麻疹ウイルス
潜伏期間	主に 8－12 日 (7－21 日)
感染経路・ 感染期間	空気感染、飛沫感染、接触感染。 感染期間は発熱出現前日から解熱後 3 日を経過するまで。感染力が最も強いのは、発熱出現前の数日間 (咳や鼻水、眼球結膜の充血等が見られる (①) 期)。
症状・予後	典型例では、臨床的に、(①) 期、発熱期、(②) 期に分けられる。 (①) 期には眼が充血し、涙や眼脂 (目やに) が多くなる、咳、鼻水等の症状と発熱がみられ、口内の頬粘膜に (③) という特徴的な白い斑点 (粘膜疹) がみられるのが診断のポイントである。熱が一旦下がりかけ、再び高熱が出てきたときに赤い発疹が生じて発熱期になる。発疹は耳の後ろから顔面にかけて出始め、身体全体に広がる。赤い発疹が消えた後に褐色の色素沈着が残るのが特徴である。発熱は発熱出現後 3－4 日持続し、通常 7－9 日の経過で (②) するが、重症な経過をとることもあり、急性脳炎は発症 1,000 人に 1－2 人の頻度で生じ、脳炎や肺炎を合併すると生命の危険や後遺症のおそれもある。また近年では、非典型的で軽症の経過を示す (④) 麻疹症例が多い。

(3) 次の表は、Ⅲ感染症各論 2. 第二種の感染症 9) 結核について示したものである。(①)

～ (⑤) に当てはまる語句を答えなさい。

9) 結核 (抜粋)

病 原 体	結核菌
潜伏期間	2 年以内、特に (①) 以内に多い。感染後、数十年後に症状が出現することもある。
感染経路・ 感染期間	主として感染性の患者からの空気感染 (飛沫核感染)。喀痰の塗抹検査で陽性の間は感染力が強い。
症状・予後	結核菌が気道から肺に入って、肺に小さな初感染病巣ができれば初感染が成立したとされるが、発病に至らない場合も多い。

検査Ⅲ 養 護

	【(②) 結核感染症】 結核の感染を受けたが発病しておらず、無症状であるものの、活動性結核への進展を防ぐための治療が必要な場合を (②) 結核感染症という。 【肺結核】 初感染に引き続き、肺病変や肺門リンパ節腫脹がみられる。初感染病巣から気管・気管支を通して他の肺の部分に広がり、病巣が形成される。症状は咳、痰、微熱、倦怠感、進行すると、発熱、寝汗、血痰、呼吸困難等。 【(③) 結核】 結核菌がリンパ行性、血行性に転移することによって、胸膜、頸部リンパ節、咽頭・喉頭、腸、尿路、骨・関節、皮膚、生殖器、中耳、眼等体内のあらゆる臓器に病変を形成することがあり、病変が形成された部位に応じた症状が発現する。典型的なものとして以下の (④) 結核、結核性 (⑤) 炎がある。 【(④) 結核】 リンパ節等の病変が進行して菌が血液を介して散布されると、感染は全身に及び、肺では (④) 様の多数の小病変が生じる。症状は発熱、咳、呼吸困難、チアノーゼ等。乳幼児や免疫が低下した場合に多くみられる重症型。 【結核性 (⑤) 炎】 結核菌が血行性に脳・脊髄を覆う (⑤) に到達して発病する重症型。高熱、頭痛、嘔吐、意識障害、けいれん等の症状があり、後遺症をのこすおそれや死亡例もある。
--	---

- 3 児童生徒等の健康診断の実施に当たっては、正確な検査・診察を実施するとともに、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮することが重要であることから、環境整備の考え方について通知（「児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備について」令和6年1月22日文科科学省初等中等教育局健康教育・食育課長）が出されている。この通知を踏まえ、次の各問いに答えなさい。

- (1) 児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備の考え方について、次の (ア) ～ (シ) に当てはまる語句を答えなさい。

検査Ⅲ 養 護

①検査・診察における対応について

検査・診察に当たっては、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した対応を行う。具体的には、以下の例を参考に、各学校の（ア）の状況や実施体制等に応じて取り組む。

（具体的な取組例）

- ・（イ）別に検査・診察を行う。
- ・検査・診察時には、児童生徒等の身体が（ウ）から見えないう、囲いや（エ）等により、個別の検査・診察スペースを用意する。
- ・女子児童生徒等の検査・診察に立ち会う教職員は（オ）となるよう、教職員の（カ）を調整する（養護教諭を除き、原則、児童生徒等と（キ）の教職員が立ち会う）。
- ・検査・診察の会場（保健室や体育館、特別教室等）内では、（ク）人数を最小限にした上で、他の児童生徒等に（ケ）等が知られたりすることがないように注意する。
- ・着替える場所を用意したり、（ク）時には体操服やタオル等で身体を隠せるようにしたりするなどの工夫を行う。

②検査・診察時の服装について

検査・診察時の服装については、（コ）な検査・診察に支障のない範囲で、原則、体操服や下着等の着衣、又はタオル等により身体を覆い、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮する。

また、検査・診察の場面においては、（コ）な検査・診察のため、必要に応じて、医師が、体操服・下着やタオル等をめくって（サ）したり、体操服・下着やタオル等の下から（シ）を入れたりする場合があることについて、児童生徒等や保護者に対して事前に説明を行う。

- （2）当日の欠席や長期欠席など、個別の事情により健康診断を受けられなかった場合の対応については、保護者に事前に周知することとなっている。具体的に考えられる対応の中から、2つ答えなさい。
- （3）学校においては、円滑な健康診断実施のための環境整備に努めることが重要であり、関係者間の連携、児童生徒等及び保護者の理解が得られるよう、事前に丁寧に説明を行うこととされている。具体的に考えられる対応の中から、2つ答えなさい。

検査Ⅲ 養 護

- 4 心肺蘇生法及び応急手当について、次の各問いに答えなさい。

検 査 Ⅲ 養 護

(2) 捻挫や打撲、肉離れなどの応急手当の基本となるR I C E法とは何か、4つの処置の内容について、それぞれ簡潔に説明しなさい。

5 社会の急激な変化により現代社会における健康課題が多様化、複雑化してきている。このような状況の中で、精神疾患を含めた現代的な健康課題の解決に対する学校教育に対する期待が高まってきており、現代的な課題の一つとして精神疾患等が学習指導要領に取り上げられている。高等学校学習指導要領（平成30年告示）及び解説においては、精神疾患に関して次のような内容が新しく位置付けられた。次の各問いに答えなさい。

(1) (①) ～ (⑰) に当てはまる語句を答えなさい。

高等学校 教科：保健体育（保健）

【学習指導要領】

(1) 現代社会と健康について、自他や社会の課題を発見し、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 現代社会と健康について理解を深めること。

(オ) 精神疾患の予防と回復

精神疾患の予防と回復には、(①)、食事、休養及び(②)の調和のとれた生活を実践するとともに、心身の不調に(③)ことが重要であること。また、疾病の早期発見及び社会的な対策が必要であること。

イ 現代社会と健康について、課題を発見し、健康や安全に関する原則や概念に着目して解決の方法を思考し判断するとともに、それらを表現すること。

【学習指導要領解説】

ア 知識

(オ) 精神疾患の予防と回復

⑦精神疾患の特徴

検査Ⅲ 養 護

精神疾患は、精神機能の基盤となる（ ④ ）、生物的、または社会的な機能の障害などが原因となり、認知、情動、行動などの不調により、精神活動が（ ⑤ ）になった状態であることを理解できるようにする。

また、うつ病、統合失調症、不安症、摂食障害などを適宜取り上げ、誰もが（ ⑥ ）しうること、（ ⑦ ）で発症する疾患が多いこと、適切な対処により回復し（ ⑧ ）の向上が可能であることなどを理解できるようにする。

その際、アルコール、薬物などの物質への（ ⑨ ）に加えて、ギャンブル等への過剰な参加は習慣化すると（ ⑩ ）行動になる危険性があり、日常生活にも悪影響を及ぼすことに触れるようにする。

①精神疾患への対処

精神疾患の予防と回復には、身体の健康と同じく、適切な（ ① ）、食事、休養及び（ ② ）など、調和のとれた生活を実践すること、早期に心身の不調に（ ③ ）こと、心身に起こった反応については体ほぐしの（ ④ ）などのリラクセーションの方法でストレスを（ ⑤ ）することなどが重要であることを理解できるようにする。

また、心身の不調時には、不安、抑うつ、焦燥、不眠などの精神活動の変化が、通常時より強く、（ ⑥ ）に生じること、心身の不調の早期発見と治療や支援の早期の開始によって回復可能性が高まることを理解できるようにする。その際、（ ⑦ ）の背景にはうつ病をはじめとする精神疾患が存在することもあることを理解し、できるだけ早期に専門家に（ ⑧ ）を求めることが有効であることに触れるようにする。

さらに、人々が精神疾患について正しく理解するとともに、専門家への相談や早期の治療などを受けやすい（ ⑨ ）を整えることが重要であること、（ ⑩ ）や（ ⑪ ）の対象ではないことなどを理解できるようにする。

- （2）実際に精神疾患について指導する際、生活習慣病と同様に国民に広く関わる疾患であることを理解するために、医療法（医療法施行規則）に定められた4疾病に2013年に精神疾患が加わり5疾病となったことを扱う場面がある。精神疾患以外の4つの疾病名を答えなさい。

- 6 次の表は、厚生労働省「令和5年（2023）人口動態統計月報年計（概数）の概況」第7表 死亡数・死亡率（人口10万対）、性・年齢（5歳階級）・死因順位別から抜粋したものである。（ ① ）～（ ⑥ ）に当てはまる死因を語群から選び、記号で答えなさい。

検査Ⅲ 養 護

【男（3-2）】

順位 年齢	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
5～9	(①)	(③)	先天奇形等	(④)	(⑤)
10～14	(②)	(①)	(③)	先天奇形等	(⑤)
15～19	(②)	(③)	(①)	(⑤)	先天奇形等

【女（3-3）】

順位 年齢	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
5～9	(①)	先天奇形等	(③)	(④)	その他の 新生物（腫瘍）
10～14	(②)	(①)	(③)	先天奇形等	(⑥)
15～19	(②)	(①)	(③)	(⑤)	先天奇形等

語群

ア. 結核 イ. 敗血症 ウ. ウイルス性肝炎 エ. ヒト免疫不全ウイルス [HIV] 病
オ. 悪性新生物（腫瘍） カ. 糖尿病 キ. 心疾患 ク. くも膜下出血
ケ. 脳梗塞 コ. インフルエンザ サ. 肺炎 シ. 肝硬変（アルコール性を除く）
ス. 急性腎不全 セ. 不慮の事故 ソ. 自殺 タ. 他殺
チ. 重症急性呼吸器症候群 [SARS] ツ. 新型コロナウイルス感染症

7 令和5年6月16日、「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」（令和5年法律第66号）及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」（令和5年法律第67号）が成立し、一部の規定を除いて、同年7月13日から施行されている。また、「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージの策定について」（令和5年7月27日文部科学省）においても本改正等の趣旨・内容について、国民に広く周知を図り、厳正に対処していくこととしている。次の各問いに答えなさい。

（1）次の文章は、今回の刑法改正の主なポイント（改正法等の概要 令和5年7月13日法務省）を示している。（ア）～（シ）に当てはまる語句や数字等を答えなさい。

検 査 Ⅲ 養 護

【1】強制性交等罪は「(ア) 罪」になりました。

「(イ)」・「(ウ)」・「障害」・「アルコール」・「薬物」・「フリーズ」・「虐待」・

「(エ) による影響力」などが原因となって、同意しない意思を形成したり、表明したり、全うすることが難しい状態で性交等やわいせつな行為をすると「(ア) 罪」や「(オ) 罪」として処罰されます。

【2】性交同意年齢が「(カ) 歳未満」に引き上げられました。

(カ) 歳未満の子どもに対して、性交等やわいせつな行為をすると「(ア) 罪」や「(オ) 罪」として処罰されます。

【3】わいせつ目的での (カ) 歳未満の者への (キ) 要求などは犯罪です。

(カ) 歳未満の子どもに対して、次の行為をすると、処罰されます。

- ①わいせつ目的で、うそをついたり金銭を渡すと言うなどして、(ク) ことを要求する
- ②その要求の結果、わいせつ目的で (ク)
- ③性的な画像を撮影して送信することを要求する

【4】性的な画像の (ケ) は「撮影罪」です。

次の行為をすると、「撮影罪」・「(コ) 罪」として処罰されます。

- ① (サ) なく、人の性的な部位・下着などをひそかに撮影する
- ② (サ) なく、(カ) 歳未満の子どもの性的な部位・下着などを撮影する
- ③ ①・②で撮影した画像を人に (コ) する

【5】性犯罪の (シ) 時効期間が延長されました。

時効期間は、被害に遭った時(18歳未満の場合は18歳になった時)から、

- ① (ア) 致傷罪など…20 年
- ② (ア) 罪など…15 年
- ③ (オ) 罪など…12 年 になりました。

(2) 次の文章は、前述の「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」の中に記載されている用語の説明である。①～③の用語を答えなさい。

- ①今後「こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議」を開催しながら導入をめざす、教育・保育施設等やこどもが活動する場等において働く際に性犯罪歴等について証明を求める仕組み(制度)
- ②すべてのこどもたちを対象に、その発達段階に応じて、同意のない性的な行為は性暴力にあたることや、被害者は悪くないこと、被害に遭ったときには信頼できる大人や関係機関に相談できることなどを分かりやすく指導するため、こどもたちを性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないための教育
- ③全国の都道府県等で設置・運営されており、性犯罪・性暴力被害者を支援するために、産婦人科医療やカウンセリング、法律相談などの専門機関とも連携している施設